

平成 30 年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

新潟交通佐渡株式会社

1. 安全方針

『法令遵守による「安全と信頼」の確立』

「輸送の安全の確保」がすべての業務に優先することを社長以下、すべての従業員が深く認識するとともに、関係法令を遵守し、旅客自動車運送事業者としての信頼を確立するため、その責務を誠実に果たすことで社会に貢献します。

新潟交通佐渡株式会社
代表取締役 大嶋徳之

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

新潟交通佐渡株式会社は、輸送の安全の確保が旅客自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、すべての従業員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次の通り基本的な方針を定め、周知します。

- (1) 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 関係法令を遵守し、安全、安心を基に社会的な信頼を確立するため運輸安全マネジメントを確実に実施し、すべての従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。
- (4) 運輸安全マネジメントをすべての社員が一丸となって確実に実施し、PDCA サイクルの徹底により、継続的に見直しと改善に努めます。

3. 輸送の安全に関する重点施策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取組みを重点施策とします。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行います。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これらを的確に実施します。
- (6) 新潟交通グループ各社と密接に連携し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

4. 輸送の安全に関する目標

平成 30 年度 安全目標

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">一. 重大事故（※）件数ゼロを目指します。
（※自動車事故報告規則第2条に規定する事故）一. 人身事故件数ゼロを目指します。一. 静止物接触事故件数 30%削減を目指します。 |
|---|

平成29年度輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- ① 重大事故件数ゼロを目指します。（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）
発生件数0件（目標達成）

② 人身事故件数ゼロを目指します。

発生件数 0 件（目標達成）

③ 静止物接触事故件数 30%削減を目指します。

発生件数 42 件（昨年度 28 件、対前年比 150%、目標未達成）